

第 60 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 21 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題
4-(2)	第 21 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
5-(1)	第 42 回 食品表示部会 (CCFL) 議題
5-(2)	第 42 回 食品表示部会 (CCFL) 概要
6-(1)	第 46 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第 46 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討課題
7-(1)	第 36 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第 36 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討課題

第 60 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 26 年 11 月 11 日（火）

13:30 ～ 16:00

場所：都道府県会館 402 号室

議 事 次 第

1. 議題

○最近検討された議題について

- ① 第21回 食品輸出入検査・認証制度部会
- ② 第42回 食品表示部会

○今後検討される議題について

- ③ 第46回 食品衛生部会
- ④ 第36回 栄養・特殊用途食品部会

2. その他

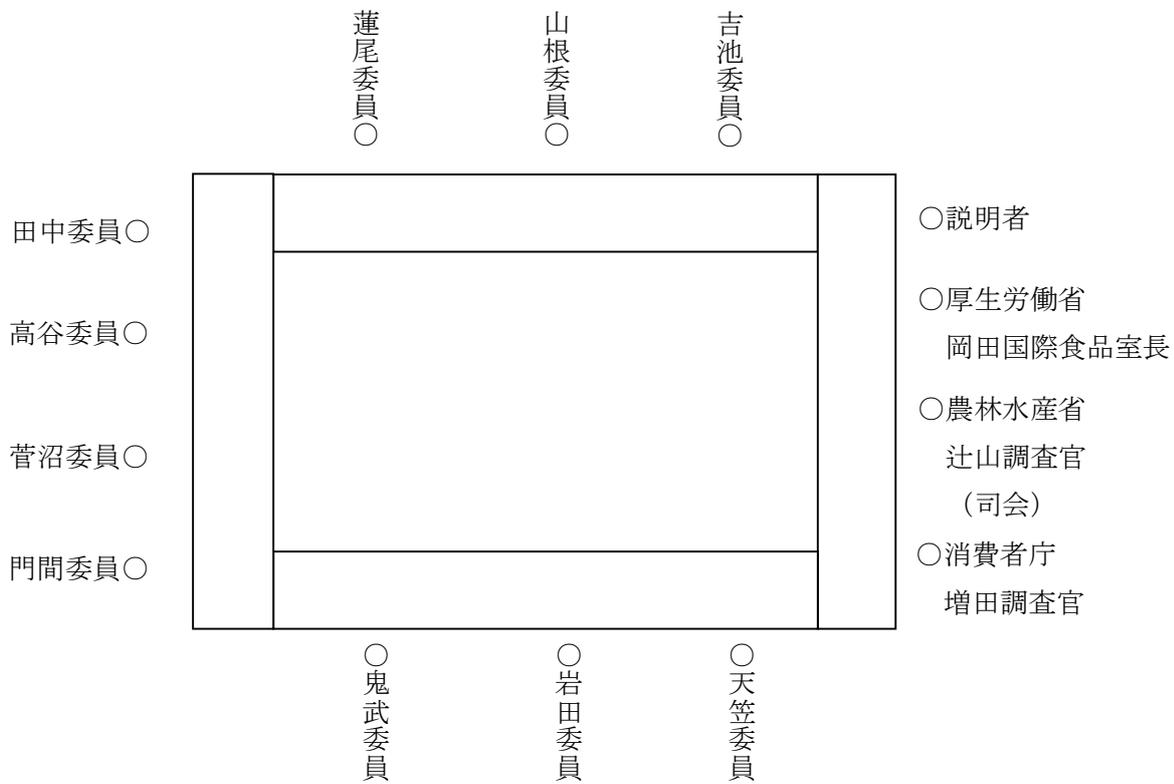
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たかや 高谷	さとし 幸	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長 食生活特別委員会 委員長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 60 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 26 年 11 月 11 日 (火)



FAO/WHO 合同食品規格計画
第 21 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

日時：2014 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場所：ブリスベン（豪州）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	食品輸出国を対象とした質問票の作成及び管理のための原則及びガイドラインに関する討議文書
5	国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する原則及びガイドラインに関する討議文書
6	食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン (CAC/GL 19-1995) の改訂に関する討議文書
7	輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997) の改訂に関する討議文書
8	その他の事項及び今後の作業
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 21 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要**

1. 日時及び場所

日時：2014 年 10 月 13 日（月）～10 月 17 日（金）

場所：ブリスベン（豪州）

2. 参加国及び国際機関

53 加盟国、1 加盟機関（EU）及び 6 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室 室長補佐

食中毒被害情報管理室

テクニカルアドバイザー 山口大学共同獣医学部教授

今川 正紀

長谷川 朗生

豊福 肇

4. 概要

議題 1 議題の採択

議題は原案どおり採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項

第 37 回総会から付託されたコーデックス戦略計画（2014 年～2019 年）の実施状況について議論がなされ、豪州が作成した原案に各国の意見を踏まえ、必要な修正を行った。修正文書について、執行委員会を経て第 38 回総会に報告することについて合意した。

エジプト及びレバノンから現行の「ハラルの使用に関する一般ガイドライン（CACGL 24-1997）」はイスラム法によるハラルのすべての要件をカバーしておらず、詐欺から消費者を保護し、公平な貿易を保証する上で適切で、統一的で、透明で、調和されたガイダンスを提供していないので、新規作業提案は既存のガイドラインとイスラム法に基づくハラルの要件との差異をなくすことがスコープであると説明があった。執行委員会から本件について、本部会からのアドバイスを求められていることから今次会合でも短い議論が行われた。

エジプト及びレバノンからイスラム法の求める事項と差異があり、食品表示部会（CCFL）への改訂提案をしている旨、次回以降の本部会会合においても、近東地域調整国部会（CCNEA）及び CCFL での議論を踏まえた上で、新規作業の

提案を予定している旨報告があった。ハラル食品の貿易の重要性と調和のとれたガイダンスの必要性について評価する一方で、差異の範囲が明らかとなっていないこと、国際的なガイダンスとは何であるべきか、どの部会がガイダンスを提供する上で最良なのか、及び本部会の果たす役割は何かという意見も出され、次回以降も引き続き議論を継続していくこととなった。

議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

(a) CCFICS の作業に係る FAO 及び WHO の活動に関する報告

(b) CCFICS の作業に係る他の国際機関の活動に関する報告

FAO、WHO、WTO、OIE 及び WCO (World Customs Organization) からそれぞれの活動について報告がなされた。

FAO からは、議題 5 に係る国内の食品管理システムの規制面での実施状況に関する評価ツール策定の進捗状況について報告がなされ、現在ガンビア、モロッコ、シエラレオネ、ザンビアにてテストされた結果を元に修正作業を行っているところであり、修正後のツールでイラン及びチリにてテストを予定している旨、また国内の食品管理システムの実施及び評価に関するテクニカルミーティングを来年に予定している旨報告があった。

議題 4 食品輸出国を対象とした質問票の作成及び管理のための原則及びガイドラインに関する討議文書

前回第 20 回会合 (2013) においては提案国であるコスタリカが電子的作業部会の報告をもとに新規作業提案を行ったが、新規作業の範囲を明確にする必要性から、プロジェクト文書を改訂し、ガイドラインの骨子を検討するため、コスタリカを議長国とする電子的作業部会を設置することになった。今次会合においては電子的作業部会で参加国から出された意見等を踏まえて改訂されたプロジェクト文書を元に議論が行われ、文書内に下記の点を含めることで合意がなされた。

- 質問票の使用を通じて評価する対象となる既存の貿易もあることから、範囲は新規貿易開始時に限定すべきではない。
- 範囲は消費者の保護及び公正な国際貿易の確保のために情報交換が必要と認められる特定の食品に限定する。
- 文書の焦点は、質問票の適切な使用に限定せず、所管官庁間の情報交換及び情報管理も含めたものとする。
- 現行のガイドラインの付属文書とするか独立した文書とするか、追って検討していく。

議論の中で修正されたプロジェクト文書については、新規作業としての承認のため、第 70 回執行委員会を経て第 38 回総会に諮ることで合意した。

次回会合までにニュージーランドを議長国、ブラジル及びメキシコを副議長国とする電子的作業部会を立ち上げ(英語、スペイン語、フランス語による物理的作業部会開催の可能性を含む)、食品の輸出入を支持する国間の情報交換(質問状を含む)の原則及びガイドラインの原案について検討することとなった(言語：英語、スペイン語)。

議題 5 国内の食品管理システムの規制面での実施状況のモニタリングに関する原則及びガイドラインに関する討議文書

前回第 20 回会合(2013)では「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン(CAC/GL 82-2013)」が作られたばかりであるため時期尚早である等の意見が参加国から出され、新規作業の提案は見送られた。今次会合においては、電子的作業部会やワークショップで出された意見等をもとに、新規作業について検討が行われることとなっていた。

我が国からは「国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン(CAC/GL 82-2013)」が策定されてからまだあまり時間が経過していないため、本文書と同等の位置付けとなる“原則及びガイドライン”の策定作業としては時期尚早であるとの発言を行った。他の参加国からは、既に幾つかの国で食品管理システムをモニタリング及び評価するメカニズムが開発されていることから、一貫したフレームワークの設定と使用用語の理解が有用であるとの意見が出され、“ガイダンス”という位置付けで、新規作業として総会に提案することとなった。

文書内には下記の点を含めることで合意がなされた。

- タイトルから“Regulatory”を削除する。
- FAO が開催する国内の食品管理システム(NFCS)のモニタリングシステムに関する技術的専門家会合の成果を含む関連する専門家からのアドバイスも考慮に入れる。
- FAO、WHO、OIE 及び IPPC などの外部機関とも協力する。

議論の中で修正されたプロジェクト文書については新規作業としての承認のため、執行委員会を経て第 38 回総会に諮ることについて合意した。

次回会合までに米国を議長国として電子的作業部会(英語、スペイン語、フランス語による物理的作業部会開催の可能性を含む)を立ち上げ、原案について検討することとなった(言語：英語)。

議題 6 食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン

(CAC/GL 19-1995) の改訂に関する討議文書

前回第 20 回会合（2013）では現行の「食品安全の緊急事態における情報交換に関する原則及びガイドライン（CAC/GL 19-1995）」について改訂を行い、国際的な仕組みを反映し、関係者の役割を明確化することについて多くの参加国が支持したものの、既存文書との重複の回避、関係機関との連携、情報技術活用などについて、時間の関係上十分な議論がなされず、新規作業としての提案は見送られた。今次会合においては、電子的作業部会で出された意見等をもとに、新規作業について検討が行われることとなっていた。

今次会合においては電子的作業部会で参加国から出された意見等を踏まえ改訂されたプロジェクト文書を元に議論が行われ、改訂作業においては下記の点を含めることで合意がなされた。

- INFOSAN（国際食品安全当局ネットワーク）、FAO が策定した EMPRES Food Safety（食品安全のための緊急予防システム）、IHR（国際保健規約）（2005）等の入手可能な情報。
- 役割及び責任、種々の関係者の関与、透明性をもったコミュニケーション及び情報交換等の最近提唱された原則。
- 食品安全緊急事態に対応する原則。

議論の中で修正されたプロジェクト文書については、新規作業としての承認のため、執行委員会を経て第 38 回総会に諮ることについて合意した。

次回会合までに EU 及びチリを議長国として電子的作業部会（英語、スペイン語、フランス語による物理的作業部会開催の可能性を含む）を立ち上げ、改訂案について検討することとなった（言語：英語、スペイン語）。

議題 7 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（CAC/GL 25-1997）の改訂に関する討議文書

米国が討議文書（CX/FICS 14/21/6）に沿って、本議題は「輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（CAC/GL 25-1997）」について動物用飼料の記載を食品安全に関係する場合に限定する等の修正提案であると紹介したが、議論の中で現行のガイドラインでは輸入食品で不合格品が出た場合、その理由を輸出国の主管官庁に対して報告する義務について記載がない等の欠点が提起され、動物用飼料の追加という当初の作業のスコープを超える修正が必要なことから、内容について根本的な見直しが行われることとなった。なお、部会開催中に急きょ方針が変更になり、新規作業のプロジェクト文書を作成することについて、本国と協議する時間がないという懸念が示されたが、本件の緊急性に鑑み、今次会合中にプロジェクト文書を作成することにな

った。

主な見直しは下記のとおり；

- 不合格品に関する情報交換は主管官庁だけでなく、その他の関連する機関も対象とする。
- 食品/飼料の受入拒否時の措置に関する既存のコーデックス文書(特に CAC/GL 47-2003 及び CAC/GL 19-1995) との整合性を図る。
- 改訂するガイドラインは CAC/GL 19-1995 のスコープ及びカバーしている範囲のすみわけを明確にする。

議論の中で作成されたプロジェクト文書については、新規作業としての承認のため、執行委員会を経て第 38 回総会に諮ることについて合意した。

次回会合までに豪州及びカナダを議長国として電子的作業部会(英語、スペイン語、フランス語による物理的作業部会開催の可能性を含む)を立ち上げ、改訂案について検討することとなった(言語: 英語)。

議題 8 その他の事項及び今後の作業

(a) 食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書

前回第 20 回会合において、コーデックス 50 周年に関連したサイドイベントとして、今後の取り組みやコーデックスの課題等について議論が行われた。今次会合では米国が電子的作業部会で出された意見を取りまとめた文書を元に、今後議論していくべき課題について検討が行われることとなっていた。

議論の中で、システムの同等性と貿易における電子的証明書の使用という二つの課題が提示され、これらについての討議文書を作成することとなった。

今後、システム同等性についてはニュージーランドを議長国として、電子的証明書の使用に関する実現可能性について、オランダを議長国として議論をしていくこととなった。

部会は討議文書に記述された問題について概ね合意するとともに、本文書を継続的に更新すること及び新規作業を特定するための道具として本文書を使用することに合意した。また、部会は優先順位をつけるメカニズムを作成すべきとした。

部会はさらに次のことに合意した。

- i. CCFICS の歴史に関するセクションは有用な情報であり更新し続けること及び種々の CCFICS の文書が相互にどう関連しているかを説明する文書を追加して完成させること。
- ii. 戦略的な予測的監視(ホライズンスキャン)を最新のものとすること。
- iii. CCFICS が将来作業する必要がある優先的な分野を予備的に評価し、特定するシンプルな基準を作成すること。予備的評価を実施する基準は次の

とおり；

- 1) 問題は何か？
- 2) 新規作業から得られるベネフィットは何か？
- 3) 何が考えられる成果か？
- 4) 何が新規作業の進捗を妨げる可能性のある課題か？
- 5) タイムラインは？
- 6) 新規作業は現在の CCFICS の文書の枠組みとどのように関係するか？

これらの基準を適用した後、可能性のある優先エリアは討議文書及びコーデックス手続きマニュアルに基づくプロジェクト文書へと作業は続くことになる。

- iv. 既存の CCFICS 文書が意図した目的を満たし、かつ最新のものであることを保証するための過程を作成する必要がある。

上記事項を踏まえ、次回会合までに EU が本討議文書を更新することになった。また、本文書の議論は CCFICS の常設議題とすることにした。

議題 9 次回の開催日時及び開催地

第 22 回食品輸出入検査・認証制度部会は 1 年から 1 年半後を目処に開催される予定。詳細については、コーデックスと豪州両事務局で調整することとされた。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 42 回食品表示部会

日時：26 年 10 月 21 日（火）～10 月 24 日（金）

場所：ローマ（イタリア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）（ステップ 3）
5	日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）
6	卸売用食品の包装の表示に関する討議文書
7	食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書
8(a)	その他の事項及び今後の作業 「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 42 回コーデックス食品表示部会 (CCFL) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2014 年 10 月 21 日（火）～10 月 24 日（金）
場所：ローマ（イタリア）

2. 参加国及び国際機関

72 加盟国、1 加盟機関、16 国際機関

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示企画課 食品表示調査官	仲谷 啓子
消費者庁食品表示企画課 総括係長	伊藤 麻子
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 調査官	辻山 弥生
水産庁増殖推進部栽培養殖課 栽培養殖専門官	大河内 裕之
水産庁漁政部加工流通課 水産物安全推進係長	松島 博英
テクニカルアドバイザー 特定非営利活動法人国際生命科学研究機構	浜野 弘昭

4. 概要

議題 1：議題の採択

仮議題を議題とすることで合意した。

議題 2：食品表示部会への付託事項

コーデックス戦略計画 2014-2019 の改訂に関する質問に関する CCFL の回答案、トランス脂肪酸 (Trans Fatty Acid: TFA) フリー強調表示の検討状況等について報告があった。

議題 3：コーデックス規格案における表示事項の検討

以下の表示の規定については、関連部会から提案された内容で採択された。

- ・ 生、生鮮、急速冷凍ホタテ貝柱に関する規格案（魚類・水産製品部会:CCFFP）
- ・ パッションフルーツに関する規格案（生鮮果実・野菜部会：CCFFV）
- ・ ドリアンに関する規格案（CCFFV）
- ・ オクラに関する規格案（CCFFV）
- ・ 特定の果実缶詰に関する規格原案（加工果実・野菜部会：CCPFV）
- ・ 急速冷凍した野菜に関する規格原案（CCPFV）
- ・ 酢漬け果実又は野菜に関する規格改訂案（CCPFV）

朝鮮人参製品の地域規格原案

当該規格原案の追加的表示の規定について、国の法令において規定されていない場合を除き当該製品は医療目的ではない旨その他の販売国で規定された表示を明確に示さな

ければならない (should) とする原案と、当該製品は医療目的ではない旨その他の販売国で規定された表示を明確に示すことができる (may) とする CCPFV において変更された後の案について議論が行われたが、部会としては CCPFV による変更後の案を支持した。

議題 4：有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）

（経緯）

既存の有機食品ガイドラインに養殖業の項目を追加する作業が行われている。前回部会では、電子作業部会（議長：EU）で検討されたドラフトに基づいて議論された。その結果、種苗生産におけるホルモンや天然種苗の使用の可否、有機養殖に使用可能な飼料等、多くの事項について引き続き議論が必要であるとされたことから、ステップ 3 に差し戻し、次回会合で引き続き議論していくこととなった。

（結果）

（1）天然種苗

我が方より、一部の養殖魚種については完全養殖技術が確立していないとして、それらの魚種については天然種苗の使用が認められるべきと主張した（豪、諾が支持）。これに対して EU は、天然種苗の使用に当たっては、期限 (time limit) と使用割合の上限を設けるべきとの主張があり、最終的な合意には至らなかった。

（2）産卵誘発ホルモン剤

我が方より、産卵誘発ホルモン剤は親魚の濾胞にのみ作用し、卵や仔稚魚には移行しないことから、養殖環境下で自然に産卵が行われない魚種についてはホルモン剤の使用が認められるべきと主張した（豪、伯支持）。これに対して EU は、ホルモン剤の使用は消費者の懸念もあり有機養殖においては認められない旨主張し、最終的な合意には至らなかった。

（3）餌

有機生産物や天然魚残渣由来の餌の他に、天然魚全体を用いた魚粉や魚油も認められるべきとの我が方提案について、概ね各国の支持が得られたものの、EU から使用割合に一定の上限を設けるべきなどとの意見が示され、最終的な合意には至らなかった。

（4）今後の予定

本ガイドライン案については、上記点を含めて依然としてさらなる議論が必要な箇所が多いことから、ステップ 3 に戻して各国からのコメントを求めた上で、次回会合の直前に物理的作業部会を開催して議論することとなった。

議題 5：日付表示の規定の問題に関する討議文書（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）

（経緯）

前々回部会では、太平洋諸国は食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、ニュージーランドより示された。太平洋諸国で販売されている包装食品のなかには、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

前回部会において、ニュージーランドが現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめた討議文書を提出し、討議の結果、日付表示の問題に取り組むために、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) の見直しに関する新作業を総会に提案することとなり第 36 回総会で採択された。

その後、ニュージーランドを座長国、オーストラリアを副座長国とする電子作業部会により、GSLPF の改定原案等が取りまとめられた。

(結果)

電子作業部会、今次部会直前に開催された物理作業部会の議論の結果を踏まえ、議論が行われた。

(1) 用語の定義

製造年月日 (date of manufacture)、包装年月日 (date of packaging) の定義の維持、販売期限 (sell by date) の定義の削除が提案され、各国に支持された。

作業部会での議論に基づき、食品の品質に関する日付表示を賞味期限 (date of minimum durability)、食品の安全性に関する日付表示を消費期限 (Use by date) として定義を明確化する提案が示された。中南米諸国より、安全性と品質の双方を考慮に入れた日付表示を導入するべきであるとの提案が示されたが合意は得られず、賞味期限及び消費期限の定義を明確化することが広く支持された。

(2) 日付表示の方法

賞味期限までの日数が 3 ヶ月以下である食品については年、月、日の表記が必要であることについて、部会の合意が得られた。

年月日の表記方法については、国際調和と表示の自由度の両面を考慮し、数字のみで日付を表示したり年を 2 桁表記したりする場合は、年月日の表記順 (例: DD/MM/YYYY) を併記すべきではないかという提案が示された。

期限表示の免除物品リストについては、今後、物品の追加・削除を行う場合は、明確な基準が必要となるのではないかとの意見が示された。

(3) 今後の予定

GSLPF の改定案については、広範な変更であり更なる議論が必要であることから、提案された改定案をステップ 3 に差し戻し、各国からコメントを求めた上で次回会合で引き続き議論していくこととなった。

議題 6 : 卸売用食品の包装の表示に関する討議文書

(経緯)

前回部会時、インドから出された標記新規作業の提案に対し、賛同する国もあった一方で、輸出入認証に関連する既存文書でカバーされており、新規作業の必要性はないとする意見も複数あった。さらなる議論のために、既存のコーデックス文書と国際貿易との齟齬を明確にした討議文書をインドが準備することで合意した。

討議文書においては、卸売用食品の包装については国ごとに様々な対応がとられており国際貿易上の負担となっていることから、「卸売用食品の包装の表示に関する一般規格」を作成する新規作業を開始することが提案されている。

(結果)

時間的制限により、本議題については議論されず、次回部会で取り上げられることとなった。

議題 7：食品のインターネット販売に関する問題についての討議文書

(経緯)

前回部会時、アルジェリアより、食品の通信販売（インターネット販売等）に関する問題について討議文書を準備する旨表明があり、部会としてこれを了承した。

(結果)

資料未着。時間的制限により、本議題については議論されず、次回部会で取り上げられることとなった。

議題 8：その他の事項及び今後の作業

(a) 「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案

時間的制限により、本議題については議論されず、次回部会で取り上げられることとなった。

議題 9：次回会合の日程及び開催地

第 43 回部会は、約 18 ヶ月後（2016 年 4-5 月）に開催される予定である（場所未定）。

(参考)

食品表示部会 (CCFL) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
有機養殖漁業（有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインの改訂）	3	第 43 回食品表示部会
日付表示（包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂）	3	第 43 回食品表示部会
卸売用食品の包装の表示に関する一般規格の策定の提案	討議文書	インド
食品のインターネット販売に関する問題	討議文書	アルジェリア
「ハラール」の使用に関する一般ガイドラインの改訂の提案	討議文書	エジプト

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 46 回食品衛生部会 (CCFH)

日時：2014 年 11 月 17 日（月）～11 月 21 日（金）

場所：リマ（ペルー）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
4	食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫（ <i>Trichinella</i> spp.）の管理のためのガイドライン原案（ステップ 7）
5	食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付属文書（ステップ 4）
6	水分含量が低い食品の衛生実施規範原案（ステップ 4）
7	牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
8	食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ 4）
9	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 46 回食品衛生部会 主な検討課題

日時：2014 年 11 月 17 日（月）～11 月 21 日（金）

場所：リマ（ペルー）

主要議題の検討内容

仮議題 4. 食肉における人畜共通感染症を起こす特定寄生虫 (*Trichinella* spp.¹) の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 7)

本文書については、前回（第 45 回）会合において、ステップ 5/8 で第 37 回コーデックス総会に諮ることが合意されたが、ラテンアメリカの数ヶ国が判断を留保した。その理由は、①原案の内容(セクション 7.3 及び 9)について、部会直前の物理的作業部会及び会期中作業部会において科学的判断が必要な修正が行われ、その修正の科学的根拠について母国の専門家と協議できなかつたこと、②修正は文献及び FAO/WHO が行ったリスク評価に基づいており、これらについて母国の専門家が検討していないこと、③原案の脚注で引用されている FAO/WHO の文書（農場段階でトリヒナ感染について“無視できるリスク”のコンパートメント²の達成要件を満たした際の、と畜場での検査数・感度等の仮定データから推定される公衆衛生上の保護のレベルの説明）を、部会開催中に FAO/WHO のウェブサイトから閲覧できなかつたこと、の 3 点であった。

第 37 回コーデックス総会において、FAO/WHO から更なる科学的助言が出てくることを考慮し、本部会で関係部分（セクション 7.3 及び 9）を再度議論するよう勧告が出されたため、ステップ 5 で採択し、再度検討することとされた。

本議題については、FAO/WHO からの科学的助言及び OIE からの情報を踏まえつつ、既に前回会合で議論されていることを踏まえ、ステップ 8 で次回総会に諮るべきという立場で適宜対処ありたい。

仮議題 5. 食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの統計的及び数学的事項に関する付属文書 (ステップ 4)

前々回（第 44 回）会合において、食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則及びガイドラインの改訂作業に関して、サンプリングプランの性能特性に関連する統計的及び数学的事項について、FAO/WHO 専門家会合に科学的な助言を求めることとなった。前回（第 45 回）会合において、FAO より、2013 年 10 月 8～10 日にローマで開催された「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の概要が報告され、最終的な報告書は 2014 年半ばに公表される旨説明があった。日本は、この報告書の内容を検討し、CCFH として付属文書の作成を続けるか、またその場合の付属文

¹旋毛虫 (*Trichinella* spp.) は線虫の一種でヒトでは大量の幼虫の侵入を受けた際に発症。感染初期は胃腸炎症状、1～2 週間で呼吸器症状、筋肉痛等。重度の感染では死亡もあり。自然界で生活しないので伝播は肉食による。世界各国で発生している。
(獣医公衆衛生学 学窓社)

²共通の衛生管理が行われ、特定の疾病に対する衛生状態が他と明確に区分されている 1 つ又は複数の施設。

書の構造と内容について検討する電子作業部会(英語のみ)の設置を提案し、日本とフィンランドが共同議長国として運営していくことが承認された。

「微生物規準に関する数学的・統計学的観点から科学的アドバイスを提供するための専門家会合」の報告書は、リスク管理者を対象に、統計的・数学的内容をわかりやすく解説した一冊のまとまった文書であることから、これを元にさらに別の文書をCCFHが作成する必要はないとの立場で適宜対処ありたい。しかしながら、部会が附属文書を作成したいというコンセンサスに達した場合には、附属文書の目的、スコープ、内容を明確にし、FAO/WHO 専門家会合の文書と内容のすみわけを明確にすることを求める方針。また、これまで本議題に共同議長として関与してきた経緯を踏まえ、起草を行うための電子作業部会の(共同)議長国を継続しても差し支えないとの立場で適宜対処ありたい。

仮議題 6. 水分含量が低い食品の衛生実施規範原案 (ステップ 4)

第 43 回会合で新規作業の開始が合意され、第 36 回総会で新規作業として採択されたものである。

前回会合において、本原案は水分含量が低い食品 (Low Moisture Food, LMF) (水分活性 0.85 以下) 全体をカバーする一般的な規定を示すものとし、個別製品の衛生実施規範については、FAO/WHO からの科学的助言を考慮しつつ、必要に応じて本原案の附属文書とすることとなった。一方、本原案の対象食品として、乾燥食肉製品及び乾燥魚介類製品については科学的助言の対象に追加するのは限られた時間内では困難であるとの発言が FAO からあり、本原案には含まないことで合意された。

当該衛生実施規範は水分含量が低い食品によるアウトブレイクを最も引き起こしているサルモネラ属菌の管理に焦点を当てており、別添として LMF のための微生物規準並びに LMF 製造エリアにおけるサルモネラ及び他の腸内細菌科に対する環境モニタリングプログラム作成のためのガイダンスが作成されている。その後、前回会合の決定に伴い設置された電子作業部会(議長国:カナダ及び米国)において、各国からのコメントについて反映された改訂原案が作成されている。

引き続き、当部会前日に開催される物理的作業部会をふまえ、基本的な考え方については支持しつつ、LMF のための微生物規準に関する附属文書については、FAO/WHO 専門家会合へのリスク評価の報告書の到着が直前であったことから、次回以降議論するべきとの立場で適宜対処ありたい。

仮議題 7. 牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案 (ステップ 4)

前回(第 45 回)会合で米国及びデンマークを議長とする電子作業部会が原案を作成することとされた。原案は鶏肉のカンピロバクター及びサルモネラの管理のためのガイドラインと同様のアプローチで作成されており、牛肉・豚肉で共通する部分をパート 1、牛肉に関する部分をパート 2、豚肉に関する部分をパート 3 としており、農場から消費までの各段階をフロー図で記述し、各段階における管理手法を記述している。なお、農場セクションについては、OIE が作成するチャプターを参照とすることとしている。電子作業部会は、①現在 3 つのパートに分かれているが 1 つの文書として統合するか否か、②FAO/WHO に科学的助言を求めるか否か、③リスクプロファイル及びリスク管理手段決定補助ツールの必

要性を検討することを勧告している。

ガイドラインの現在の構成を支持するが、ガイドラインの作成に当たってはFAO/WHOによる科学的助言を求める必要があること、リスクプロファイルを作成する必要があることから新たにセクションを設けること、リスク管理手段決定補助ツールの必要性についてはFAO/WHOによる科学的助言が得られた後に検討するとの立場で適宜対処ありたい。

なお、フロー図については、あくまで一般的なものであり、各国、各施設によりそのステップ及びステップの順番については多様性があることを認めるべきとの立場で適宜対処ありたい。

仮議題8. 食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ4）

前回（第45回）会合で日本及びカナダが議長国とする物理的作業部会と電子作業部会を開催することとされた。物理的作業部会は東京において開催され、電子作業部会では、物理的作業部会で作成された原案に対しコメントを求め、修正が加えられた。

ガイドラインにはフードチェーン全体を含むこと、既存のコーデックス文書及びOIEの文書を参照することとされており、一次生産のガイダンスについては5つの食品分類（肉、乳、魚類や貝類等の水産製品、生鮮野菜及び果実、水）ごとに記述され、加工段階以降のガイダンスについては共通して記述されている。

寄生虫の不活化のためのパラメータについては、FAO/WHOによるレビューを求めるべき、また、ガイドラインが寄生虫に特化し、既存の文書と重複しないように作成すること及び使用者にとって理解しやすいものにするべきとの立場から適宜対処ありたい。

仮議題9. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書

前々回（第44回）会合において、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の本体文書及び付属書の改訂提案が了承され、ブラジルが重複している項目の削除、規範に欠けている規定の特定作業を行うこととされた。前回（第45回）会合において、ブラジルから本体文書と3つの付属文書（葉物野菜、メロン、ベリー類）の比較検討を行った討議文書がAnnex1、セクション番号やタイトルの不整合についてまとめた文書がAnnex2として提示された。会合においては、本体文書及び付属文書の重複を取り除き、章番号等を整えるだけであれば、新規作業に当たらないとの見解が議長及びコーデックス事務局から示され、議長より、統合された文書案を確認し、追加の変更点を検討するための電子作業部会を設置してはどうかと提案があったことから、ブラジル及びフランスを議長とする電子作業部会が設置された。

電子作業部会では、付属文書に共通する条項を本体文書に合体させる必要性について合意され、付属文書のⅠ（カット野菜及び果実）、Ⅲ（葉物野菜）、Ⅳ（メロン）、Ⅴ（ベリー類）の削除について示されたが合意には至らなかった。また、電子作業部会のメンバーから、一般的事項を本体文書に残す一方で、付属文書を低リスクと高リスクに再分類し修正するという提案や、卸売り、小売り、食品事業者または家庭での生鮮果実・野菜の安全な取り扱いを維持するための取扱規範までカバーするためにこの文書の対象範囲を広げるという提案があった。

本会合においては、①本体文書及び付属文書の編集上の変更について検討すること、②

新規作業が必要である場合本体文書及び付属文書の変更点について検討すること、③対象範囲が現在のままであれば消費者教育について除くかどうか、④取扱規範を含むように対象範囲を広げる必要があるかどうか、⑤どの付属文書を維持するか及び異なるアプローチとして例えば低リスクと高リスクに分類することを採用するかどうかについて議論される。

電子作業部会が作成した改訂案の基本的な考え方は支持しつつ、特別な管理が必要となるものを除き、さらなる付属文書の作成を避ける観点から本体文書及び付属文書を修正する、付属文書については、その作物に特有な管理が必要であり本体文書に含めることが難しいもののみを付属文書として残すとの立場で適宜対処ありたい。

仮議題 10. その他の事項及び今後の作業

(a) 新規作業/今後の作業計画

① 冷凍・冷蔵肉におけるコーデックス規格の策定

エジプトから新規作業として提案されている本件については、既にある食肉の衛生実施規範との関係や、その目的及び必要性が明らかでないことから、主旨について適宜聴取ありたい。

② 食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）と HACCP に関する付属文書の改訂

HACCP に関する付属文書については、2003 年に作成されて以来改訂がなされておらず、本体文書と併せて改訂する必要があることからフィンランドが学究的セミナーを2014年6月に行い、米国及びニュージーランドからの協力の下提案したもの。危害要因分析実施のためのガイダンスや重要管理点決定のガイダンスの必要性や‘validation’と‘verification’の明確な区別等について議論することが提案されており、中小事業者への HACCP 導入促進の観点からも、我が国にとっても有益なものと考えられることから、新規作業とすることについて賛成の立場で適宜対処ありたい。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 36 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2014 年 11 月 24 日（月）～11 月 28 日（金）

場所：バリ（インドネシア）

仮議題

1	議題の採択
2	a) コーデックス総会及び各部会からの付託事項
	b) FAO/WHO から提起された関心事項
3	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）の改訂原案（ステップ 7）
4	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ステップ 3）
5	乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）
6	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し（ステップ 4）
7	非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の候補値を検討するための討議文書（ステップ 4）
8	食品添加物リスト（CODEX STAN 72-1981）の改訂原案
9	トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書
10	育種選別による栄養強化に関する討議文書
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第 36 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：2014 年 11 月 24 日（月）～11 月 28 日（金）

場所：バリ（インドネシア）

主要議題の検討内容

一部資料未着につき、対処方針は現時点のものである。

議題 3：必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改訂案 (ステップ 7)

(経緯)

2011 年 11 月に開催された第 33 回部会では、一般原則の各章の目的、個々の原則について議論が行われたが、さらなる検討が必要とのことから、本議題についてはステップ 3 に差し戻された。

第 34 回部会で討議された改訂原案の 3.1.3 章では、必須栄養素の義務的添加、任意添加のいずれについても各国事情に従うべきとの原則が示され、一般原則の対象に特殊用途食品を含めるかどうか、章によっては必須栄養素の義務的添加と任意添加を明確に書き分けるべきか等について議論が行われたが、いずれの事項についても結論が得られず、引き続き検討を行っていくこととなった。また、一般原則の枠組みについても様々な議論が行われたが、いずれの事項についても結論又は合意は得られなかったことから、討議文書の準備や今次部会での検討に向けて、カナダを座長国、ニュージーランドを共同座長国として電子作業部会を立ち上げ、ステップ 3 として前回部会で検討することで合意していた。また、前回部会の前に物理的作業部会が開催され、項目ごとに検討が行われ、いくつかの事項について解決し、前回部会で報告された。前回部会では、さらに議論を行った結果、義務、任意の栄養素の添加に関する定義、モニタリング及び必須栄養素の添加の原則等のいくつかの検討課題は残ったものの、大部分は合意に至り総会に諮ることとされ、第 37 回総会にて採択された。

今次部会では、前回部会で検討されなかった課題について議論する予定である。

(対処方針)

本議題については、今後我が国の制度等に支障が生じないように注視しつつ、適宜対処したい。

議題 4：コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ステップ 3)

(経緯)

現行の栄養参照量¹ (Nutrient Reference Values: NRVs) は栄養表示ガイドライン 3.4.4

¹ 我が国では NRVs に相当するものとして、「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示（「豊富」「含有」等）の基準値の設定根拠となっている。

章に²、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則 (General Principles: GPs) は、同ガイドラインの ANNEX に、それぞれ記載されている。しかし、現行の NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、第 33 回部会では、55 ヶ国から提出された各国の栄養参照量 (NRVs) やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。データに関して、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の 50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが 28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価することを提案したため、第 34 回部会で討議することが合意された。

新たな NRVs の候補値 (potential NRVs: pNRVs) のうちの多くは、WHO/FAO による「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」(2004)の Individual Nutrient Level 98 (INL98)³を基に設定されたもの⁴であるが、栄養素によっては、最新の WHO/FAO データとの差異が小さくはない。このため、pNRVs の適切性の判定法として、pNRVs と、最新の WHO/FAO データに収載された各国の INL98 と Adequate Intake (AI)⁵の中央値を比較する手法が、オーストラリアより提案されていた。

pNRVs のうち、WHO/FAO の推奨量 (Reference Nutrient Intakes: RNIs)⁶に基づくビタミン K、ビタミン B₁、ビタミン B₂、ビタミン B₆、ビタミン B₁₂、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素については、第 34 回部会にて概ね合意に至り第 36 回総会にて文言の一部追加修正の上、最終採択された。

前回部会では、①ビタミン A、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン C、マグネシウム、セレン、鉄、亜鉛の必要量に基づく NRVs (NRV-Requirements: NRV-R と変換係数に関する追加/改訂原案の提言、②たんぱく質に係る NRV の検討と NRV-R 改訂案の提言、③信頼できる科学機関 (Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB) の定義の検討と最終定義案の提言について、主に議論が行われた。13 項目の Recommendation (提言) が示されていたが、前回部会では 6 項目のみについて検討し、たんぱく質の NRV-R は 50g/day で合意に至り、第 37 回総会にて採択された。また、栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) の ANNEX における記述により、FAO 及び WHO は NRVs の策定における第一の検討機関であるこ

² ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又は NRV% (100g 若しくは 100ml 当たり、又は 1 包装当たり (1 包装が 1 食分の場合)) で示すこととされている。また、たんぱく質についても NRV% で表示してもよいとされている。

³ ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

⁴ 第 31 回部会報告 (ALINORM 10/33/26) の Appendix IV に記載。

⁵ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限り算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

⁶ RNIs は、ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

とから RASB に含まれないことが合意された。また、“Competent Authorities”（権限を有する機関）という用語の使用についても意見が交わされ、この用語の意味をより明確にするため、“Competent National and/or Regional Authorities”（権限を有する国及び／又は地域の機関）に修正することで合意した。修正された RASB の定義⁷は、今次部会で予定されている RASB の選定の際に使用することとなった。

今次部会では、前回部会で検討しなかった課題として、現在ノミネートされている機関が RASB の要件に適合しているかについて確認する予定である。また、ビタミン C、鉄、亜鉛、セレン、モリブデン、マグネシウム及びフッ素の NRV-R の値について検討するとともに、鉄及び亜鉛に関する脚注等の検討も行う予定となっている。

（対処方針）

我が国は、(独) 国立健康・栄養研究所を RASB としてノミネートしており、同研究所が RASB として認められるように適宜対処したい。

また、具体的に検討する NRV-R に関しては、我が国の食事摂取基準の考え方を踏まえ、科学的根拠に基づき検討するという立場で適宜対処したい。

議題 5：乳幼児用穀物加工食品の規格基準（CODEX STAN 74-1981）に低体重児用の新規 PartB を挿入することに関する修正原案（ステップ 4）

（経緯）

本議題は、穀物を原料とした栄養補助食品についてインドが新たに「低体重乳幼児用の穀物加工食品の規格」の策定を提案したものである。

第 32 回部会では、インドの提案に対し、WHO より、途上国における低体重児には発育不全の問題もあるため、低体重の取組を単に行っても、小児の低栄養に関する世界的な問題の解決にはならないことや、穀類及び豆類だけでは低栄養についての対策としては不十分であることが明確に示されていることが挙げられ、今後作業を進める場合には、概念及び方法について慎重な検討を行うべきとの指摘があった。しかしながら、タイをはじめとする複数の国が本作業のコンセプトを支持し、現行規格はそのまま、低体重児のための新規規格パート B を作成することとし、2011 年の総会において新規作業として承認された。

第 33 回部会では、インドを座長国とする電子作業部会において、特に必須成分や穀類含量、エネルギー密度やたんぱく質量について十分な議論が行われた事が報告されたが、部会では十分な討議ができなかったため、第 34 回部会に向けステップ 3 でコメントを回付し、検討することとなった。

しかし、討議文書が回付されたのは第 34 回部会の直前であり、検討には時間が必要との意見や、低体重になるリスクのある小児向けの食品は規格のパート A で対処できるのではないかとの意見が数ヶ国から示された。

WHO は、パート B として提案されている規格の範囲（scope）をより明確化する必要があると指摘した。また、低体重は - 1 標準偏差（SD）以上か - 2 SD 以上かを問わず、発育不全（stunting）とるいそう（wasting）が複合したものであり、発育不全とるいそうの小児

⁷ FAO/WHO 以外で 1 つ以上の政府又は地域当局によって支持されている機関であること、必要に応じて、1 日当たりの摂取目安量に関して、独立的かつ透明性のある権威的な科学的助言を行っていること、その科学的助言が 1 ヶ国以上の政策で活用されていること。

に必要な食事は同一ではないと指摘した。さらにWHOは、部会作業文書(CX/NFSDU 12/34/10)に示されている低体重リスクのある小児はある地域では全ての小児に該当し、現行規格で対処できる可能性があること、また、インドが取り組みたいのはおそらく、身長体重比がWHOの小児成長基準(WHO child growth standards)の中央値に対し-3から-2 Zスコア⁸の中等度急性栄養失調の小児ではないかとの指摘があった。

前回部会では、WHOから、第34回部会と同様、インドは低体重の定義について誤解があり、本規格の対象に対して低体重の定義を誤用していると指摘した。また、この点についてWHOは、①低体重と発育不全やるいそうは、その重症度の問題ではなく、それぞれ栄養失調の結果であること、②それらには栄養失調のタイプによる異なった指標があり、-1 SD、-2 SD、-3 SDは、単に低体重や発育不全、るいそうの重症度の指標であること、③低体重は発育不全とるいそうが複合したものであり、発育不全とるいそうの小児に必要な食事は同一ではないことなどを指摘した。

さらに、WHOは、低体重の多くは発育不全によることから、穀物を原料とした栄養補助食品のように小児にとってエネルギー密度の高い食事は、状態を改善せず、過体重や肥満といったさらなる栄養問題を起こしかねないとし、パートBの範囲をより明確化する必要があるとした。

多くの国はWHOの意見に支持を表明するか、作業を中止すべきとの意見を表明した。

最終的には、インドを座長国とする電子的作業部会を再度設置し、作業をステップ2/3に差し戻した上で、WHOのガイダンス文書及び前回部会のコメントを検討し、電子作業部会メンバー国らの全てのコメントを考慮して新たなパートBの規格を準備するか、異なるアプローチを検討していくこととなった。さらに、パートBの範囲を明確化できなかった場合には、今次部会において作業の中止を提案することで合意していた。

今次部会は、電子的作業部会において本作業のSCOPE(目的)の合意が得られなかったことから、今後の作業の進め方を検討する予定である。

(対処方針)

我が国などの先進国には必要とされる規格ではないが、前回部会同様、途上国における必要性に関する科学的根拠を踏まえ、各国の発言等に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

議題6：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格(CODEX STAN 156-1987)の見直し(ステップ4)

(経緯)

第32回部会において、ニュージーランドは、フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから20年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、規格の見直し及び見直しの範囲(全面的か部分的か)について提案したが、十分な討議ができなかったため、第33回部会で検討することとなった。なお、第33回部会では、WHOの代表より、現在の母乳代替品の販売促進に関する規格に関連して、フォローアップフォーミュラに関する作業を進

⁸ ある観測値が平均値から標準偏差の何倍程度離れているかを示す指標。(観測値-平均値)÷標準偏差により算出される。

めていることが示された。現行規格ではフォローアップフォーミュラの対象年齢は6ヶ月の乳児から3歳児とされているが、これに関して、12ヶ月以下の乳児を対象とするインファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格と対象年齢が重複している旨指摘があった。また、フォローアップフォーミュラ規格自体の不要論も交わされた。

第34回部会では、フォローアップフォーミュラの規格が、乳幼児の栄養に関する世界勧告に照らしても、やはり必要かどうか等について検討することで合意した。

WHOは、世界保健総会（World Health Assembly: WHA）ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要（WHA 39.28）と明確に示されている旨指摘した。このため、もし現行規格の全面的見直しの中で、6ヶ月から3歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHOとしてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言があった。

部会としては、フォローアップフォーミュラの規格の見直しに関する新規作業を進めるため、電子作業部会を立ち上げることで合意していた。

前回部会ではWHOから関連レポート⁹の報告があった。また、年齢区分ごとのフォローアップフォーミュラの栄養学的必要性について、科学的レビューにより見直しがおこなわれたとしても、フォローアップフォーミュラは、すでに市場にあり、それらの製品組成や販売に関する規制又は管理は必要である旨、ただし、そのような規制等を設けることがフォローアップフォーミュラの必要性を正当化するものではない旨、紹介があった。

いくつかの参加国及びオブザーバーからは、WHOの意見を支持し、フォローアップフォーミュラは必要ないとする意見が示された。一方で、フォローアップフォーミュラは既に市場にあり、製品の安全性及び品質を担保する法的枠組みの必要性や、フォローアップフォーミュラは国際的にも流通していることから、コーデックス基準の策定が適切であることを指摘する意見もあった。

最終的には、年齢区分ごとの栄養学的必要性の検証を進め、食事におけるフォローアップフォーミュラの役割を勘案しつつ、インファントフォーミュラとフォローアップフォーミュラに係る現行の製品組成基準を比較検討し、今次部会の資料を準備するため、ニュージーランドを座長国、インドネシアとフランスを共同座長国とする電子作業部会を再度立ち上げることで、また、ステップ4を維持し、今次部会において討議することで合意していた。

（対処方針）

当該規格の改訂に係る議論の方向性に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処したい。

議題7：非感染性疾患のリスクとの関連からカリウムの栄養参照量の原案（ステップ4）

（経緯）

第34回部会において、米国が表示を目的とした非感染性疾患のリスクに関連するカリウムの栄養参照量¹⁰（NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD）に関する討議文書を準備し、

⁹ Information concerning the use and marketing of follow-up formula

¹⁰我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

FAO/WHO 及び RASB のデータを検討することが合意された。

前回部会においては、カリウムに関連して一般集団の栄養参照量を設定するための一般原則の事前審査や評価を示し、本部会としてカリウムの NRV-NCD 設定を検討するための新たな作業に着手するかどうか、また電子作業部会において議論をするのかを検討するため、米国より新規作業の討議文書が示され、我が国がまず賛同した。多くの国からも支持表明があり、第 37 回総会にて新規作業が了承された。

今次部会では、米国を座長国、チリを共同座長国とした電子作業部会での検討を基に作成された討議文書に沿って検討する予定である。具体的には、FAO/WHO 及び RASB のデータを基に値を設定することや、コーデックス栄養表示ガイドライン (CAC/GL2-1985) への掲載方法として NRV-NCD の意味の違いを分けるために小見出し (超えてはならない摂取レベル、達成すべき摂取レベル) を付け、脚注を追加することが提案されている。

(対処方針)

NRV-NCD が適切に活用されるためには、飽和脂肪酸及びナトリウムと、カリウムの NRV-NCD の意味が異なることが明確化されているのが望ましいと考えられることから、我が国としては提案を支持したい。

また、その他の事項については、国際的な動向等も留意しつつ、適宜対処したい。

議題 8 : 食品添加物リスト (CODEX STAN 72-1981) の改訂原案

(経緯)

インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、第 43 回食品添加物部会 (Codex Committee on Food Additives: CCFA) より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた (クエン酸ナトリウムとクエン酸カリウムはすでに含まれている)。スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは第 34 回部会の直前であり、事前確認の時間がなかったことから、前回部会で検討を行うことで合意した。

スイスが作成した各添加物の要否情報を収載した討議文書は、インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格における食品添加物リストの改訂草案としてリストから除く食品添加物の提案と、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives: JECFA) に評価を依頼するリストとなっている。

前回部会で、スイスは討議文書を示し、各添加物の必要性等については、国際特殊用途食品産業会 (International Special Dietary Foods Industries: ISDI) からの意見が含まれており、各国からのコメントは多岐にわたり、さらなる電子作業部会での検討が必要であると指摘した。

最終的には、乳幼児用食品への添加物の使用は、最も低いレベルとすべきであること、CODEX STAN 72-1981 の添加物リスト改訂原案に関して、各国コメントを十分に検討する必要があること、乳児等用食品 (Food for infants) における添加物の技術的必要性を評価することが重要であり、その際には、規制当局による許可の状況、JECFA の評価の状況、業界など関係者からの技術的な情報を考慮に入れるべきであること、評価後、電子作業部会は、改訂したリストと今後の作業について部会に提案することとして、スイスを座長国

とする電子作業部会を設置し、検討することで合意した。

今次部会では、①CODEX STAN 72-1981 の添加物リスト改訂原案の修正等、②手続きマニュアルと食品添加物に関する一般規格（General Standard for Food Additives: GSFA）の前文に基づいたアプローチ（JECFA で評価されているか、食品添加物を使用する技術的正当性があるかを確認し、両方の情報があったものについて、本部会において技術的必要性について検討）、③CODEX STAN 72-1981 の添加物リストと GSFA の関連する食品分類で認められている食品添加物との整合性、④利害関係者が CCFA を通じ JECFA に評価を依頼すべきものであるため、食品添加物のリストについての議論は、次回部会では行わないこと等について議論する予定である。

（対処方針）

提案されている添加物リスト改訂原案のうち、いくつかの添加物は、現在、我が国でも使用されていることから、我が国の制度等に支障が生じないように注視しつつ、適宜対処したい。

議題 9：トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書

（経緯）

前回部会において、第 41 回食品表示部会（Codex Committee on Food Labelling: CCFL）から本部会に対してトランス脂肪酸（Trans Fatty Acids: TFA）フリー強調表示の要件の策定に関する助言を求められていた。

食事と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ（WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG）での主要健康指標への影響に関するレビューと分析・サンプリング法部会（Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling: CCMAS）での TFA 分析法に関する作業が間に合えば、カナダがその結果を基に討議文書を作成することが提案され、部会で了承されていた。

今次部会では、カナダが作成した討議文書を基に議論する予定である。具体的には、TFA フリー強調表示を行うための要件が提案され、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL23-1985）に規定されているとおり、飽和脂肪酸とコレステロールの間に TFA の含有量を挿入することを提案している。なお、NUGAG が行ったレビューの報告書は現時点では公表されていないが、本部会には、間に合うとされている。

（対処方針）

TFA フリー強調表示の要件については、NUGAG の報告書が公表された場合、そのレビュー結果を踏まえ、科学的根拠に基づき行うという立場で、適宜対処したい。

議題 10：育種選別による栄養強化に関する討議文書

（経緯）

第 34 回部会において、国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute: IFPRI）は伝統的育種法による作物の栄養強化に関するプレゼンを行い、前回部会用の討議文書を用意する旨提案した。

部会ではこの提案を支持する意見があった一方で、討議文書の目的を問う発言や、新規作業とすること自体に否定的な意見もあり、結果的に、カナダが IFPRI と協同して討議文

書の目的を明確化していくことを提案し、部会で承認された。

また、第 41 回 CCFL において、育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する議論が行われ、既存のコーデックスガイドラインには微量栄養素の含有量に係る「高い旨の表示」に関する基準は用意されているが、「Biofortification」に関する定義は存在せず、育種選別により栄養強化された原材料を含む加工食品等にあっては、その食品の特長を表示として表現することが難しいこと、IFPRI が本部会に向け討議文書を準備すること、「Biofortification」に関する定義の策定を本部会に依頼することが合意された。

前回部会では、IFPRI から示された討議文書に関して、作業の重要性を支持する意見が多く、最終的に部会としては、ジンバブエ及び南アフリカが今次部会での検討を行うために、「Biofortification」の定義についての討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成することで合意していた。

(対処方針)

本件に関しては、栄養不良が問題となっている国において、育種選別により栄養強化された食品を活用すること等が議論の始まりであることから、各国の動向等も留意しつつ、適宜対処したい。